

掛川市告示第26号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり使用料の徴収事務を委託した。

令和4年3月24日

掛川市長 久保田 崇

1 委託を受けた者の名称及び所在地

名 称 中部ビル保善株式会社

所在地 浜松市中区常磐町132番地の18

2 委託した使用料

掛川市大東児童館及び掛川市大須賀児童館の使用料

3 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで